

令和5年度「建設技術等販路開拓支援事業」の 2次募集（期間延長）を行います！！

～建設企業等の新たな販路開拓を行う経費の一部を補助します～

岩手県では、建設業者の方々が有する製品・技術・サービスについて、県外へ新たな販路開拓を行うために必要な経費の一部を補助します。皆様からの申請をお待ちしています。

1 事業目的

岩手県では、高い技術力を有する県内建設業者の県外への販路開拓を支援し、技術力と経営力で牽引するトップランナーを育成することを目的として、県外へ新たな販路開拓を行う建設業者等に対し、要する経費の一部を補助します。

2 補助対象者等

(1) 対象者

- ア 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項による岩手県知事又は国土交通大臣の許可を受けた岩手県内に主たる営業所を有する建設業者
- イ 新分野進出等事業に関し協定を締結している2以上の建設業者で構成するグループ
- ウ 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に定める中小企業等協同組合であって、建設業者を主たる構成員とし、岩手県内に主たる営業所を有する者
- エ 中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)第3条に定める協業組合であって、岩手県内に主たる営業所を有し、かつ、建設業許可を有する者

(2) 補助金交付回数の上限

同一の補助事業者への補助金交付は1回までとする。

3 補助金の額

50万円を上限額とします。(当該経費の2分の1以内の額)

※ 補助金(枠)は、県内で1件程度を予定

4 補助対象となる経費

建設業者等の新たな販路開拓に要する表内に掲げる経費

補助対象経費	経費区分	事業内容
県外での製品・技術・サービスの販路開拓に要する右欄に定める経費	旅費	社員旅費
	販路開拓費	展示会・見本市等出展料、会場使用料、出展経費、製品等の作成に要する材料費、機械の賃借料、広告宣伝費

※ 補助対象経費は、交付決定後、今年度中に支出(支払が現実に行われるもの)をする費用に限られます。

※ 消費税及び振込手数料は補助対象外です。

5 申請方法等

(1) 申請方法

申請者からの応募とします。

(2) 申請期間

令和5年9月12日(火)～10月20日(金)

(3) 申請書類

■申請様式

- ・建設業経営力強化支援事業費補助金応募申請書(様式第2号)
- ・申請者概要書(別紙1)
- ・建設業経営力強化支援事業計画書(建設技術等販路開拓支援事業部門)(別紙2)

(4) 提出先

岩手県県土整備部 建設技術振興課 建設業振興担当

6 審査方法及び審査項目

(1) 審査方法

建設技術振興課において審査会等により審査し、概ね1社程度を選定します。

(2) 審査の視点

審査の主な視点としては、以下のとおりです。

- ア 事業効果（売上等の向上の期待度）
- イ 製品等の技術力（コスト縮減・工期短縮等の効果）
- ウ 製品等の将来性（継続的な発展の期待度）
- エ 製品等の新規性・独創性（先進事例としての期待度）

7 補助事業予定者の決定

令和5年11月上旬を目途に、申請者の中から補助事業予定者を決定し、建設業経営力支援事業採択(不採択)通知書により、申請者に通知します。

8 補助事業スケジュール

時期	内容
9月12日(火)～10月20日(金)	応募申請書受付期間
11月上旬	審査（ヒアリング等）、補助事業予定者の決定
11月中旬～下旬	補助金交付申請書提出、補助金交付決定
12月下旬	事業着手（交付決定後）
事業完了時（令和6年3月末）	実績報告、完了検査、補助金支払

注1：上記スケジュールは、目安であり、変更となることがあります。

注2：別添の事業のフローを参照してください。

9 補助金を受けるに当たって

補助事業遂行時には、次の事項に注意してください。

- (1) 補助対象事業の着手は、補助金の交付決定通知後になります。
- (2) 補助金が実際に支出されるのは、原則、事業完了後の実績報告書提出以降になります。その間、補助対象経費であっても支払が先行することになりますので、資金確保が必要になります（自己資金、つなぎ短期資金等）。
- (3) 補助事業者は、補助事業に係る経費について、その収支の事実を明確にした書類を整備し、その書類を補助事業の終了した日の属する会計年度終了後5年間保管してください。
- (4) 補助事業に関して提出いただいた事業計画書類等は、情報公開条例の開示請求の対象となります。

10 問合せ先

岩手県 県土整備部 建設業総合支援本部（建設技術振興課内） 担当：柝丸
TEL 019-629-5954 FAX 019-629-2052